

公営住宅の「入居決定通知」は 個人情報にあらず

【2004年9月17日付け非公開決定に対する異議申し立て 別紙】

公開しない理由として「甲良町情報公開条例（以下「条例」という）6条の2により個人に関する情報であるため」をあげている。しかし、以下の理由により、非公開に相当しない。

- 1、当方が行った情報公開請求は、公営住宅管理条例8条2項にもとづく入居決定通知または入居決定を示す書類（団地名を示す）および、同条例12条にもとづく入居の承継の申請、承認に関する事業開始以来の書類、を対象としている。即ち、入居決定・入居通知という行政事務の存在を証する書類の公開を求めているのであり、「誰が入居したか」を対象にしていないことは言うまでもない。したがって「個人」を特定できる、または類推できる部分の黒塗りを行えば十分に対応ができるものである。
- 2、現に8月2日付けの情報公開請求に対する回答では「甲良町公営住宅入居申込書」および「公営住宅入居者選考に係る経過」なる書面の写しを公開されている。その「個人情報」に関する部分には黒塗りが施されてある。
- 3、条例6条は「当該情報を公開しなければならない」と明快に謳い、同1条の「町民の知る権利を保障し」との条文と合わせ、実質的な「公開」の保障・根拠となっている。よって「非公開情報」となる範囲は、これらの精神を死滅しない限度において、限定的、部分的な扱いとなると解されるのが当然である。
- 4、さらに、条例6条2項(2)では「公開することにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの。」と定めている。
しかるに、入居決定を行ったという行政事務を表す書類の公開がどうして「個人の権利利益」を侵害するというのか、当局は明らかにする必要がある。
- 5、条例6条2項(2)では「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、「ア 法令等の定めるところ・・・公にすることが予定されている情報」、さらに「ウ 個人の生命、健康、生活、または財産を保護するため公開することが必要と

認められる情報」と規定している。

ここでは、公営住宅管理条例は入居の公募から入居決定、継承等、公の財産である公営住宅を管理する上で必要な規則、手続き等をあらかじめ、公表しているものであり、「空き住宅」が発生し、「入居募集」があり、「入居決定」の後、その住宅に新たに住まわれることは公知の事実である。

ここで述べている個人情報、特定人物の特定情報（所得、病歴、財産など）とは根本的に異なるものである。

6、私の求めた情報公開は個人情報には当たらない。

これまで、上記「1」で述べてきた理由に加え、

入居者個人と関連があるものの、公営住宅管理条例にもとづく事務処理の存在を示す書類の請求をしていること。

入居者個々の個人名、入居年月日、家族状況などの情報を得る意図は一切なく、また必要ないことである。

公営住宅管理条例12条にもとづく「承継」についても、条例にもとづく行政事務の存在を示す書類の公開を求めたもので、個人情報にかかわる部分を黒塗りにすれば対応できるものである。

7、今回「非公開決定」に及んだ原因・背景を論述したい。

すでに条例にもとづいた「公募」事務が事業開始以来なされていないことが議会で公になっている。「公募」らしい手続きとして「地元の区長さんを通じてマイクで募集を放送していただいた」というものであり、条例で義務付けている「公募」方法でも何でもなし。

入居決定は、「公募」事務に続いて不可欠に行われるものである。公募しない入居が数十年にわたって継続していたことになり、入居決定そのものが公平に行われていなかったことになる。よって行政にとって不都合なことが生じると考えられたことから非公開としたと見受けられる。

「公募」事務と同等に条例にもとづく「入居決定通知」を発行していなかったとも解される。

「継承」については、入居者が退去するときには「鍵をつぎから次と渡していく」といわれている。条例にもとづく「申請」「承認」が正常にされていない疑いが濃厚である

よって、非公開決定は不当・不法であり、決定の撤回を求める。